

(議会関係)

令和 7 年四條畷市議会 2 月定例議会

四條畷市議会会議規則の一部を改正する規則

新旧対照表

四條畷市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新

(会議の種類及び名称)

第5条 会議は、定例議会及び臨時議会とする。

2 定例議会は、四條畷市議会の会期等に関する条例（平成28年条例第35号）第2条第1項各号に定める定例日に開く会議とし、次の名称とする。

(1) 5月定例議会

(2) 6月定例議会

(3) 9月定例議会

(4) 12月定例議会

(5) 3月定例議会

3・4 略

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに署名又は記名押印し、その他のものについては賛成者とともに署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

2 略

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が署名又は記名押印し、その他のものについては賛成者とともに署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第133条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人署名又は記名押印のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が署名又は押印して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条（秘密の保持）第2項又は第106条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(会議の種類及び名称)

第5条 会議は、定例議会及び臨時議会とする。

2 定例議会は、四條畷市議会の会期等に関する条例（平成28年条例第35号）第2条第1項各号に定める定例日を開く会議とし、同項各号ごとに最初の定例日の属する月を付し次の名称とする。

- (1) 5月定例議会
- (2) 6月定例議会
- (3) 9月定例議会
- (4) 12月定例議会
- (5) 2月定例議会

3・4 略

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 略

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第133条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条（秘密の保持）第2項又は第106条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。